

一般競争入札公告

令和4年10月14日

社会福祉法人 人間福祉会
理事長 野口 一

社会福祉法人人間福祉会の発注する「(仮称)特別養護老人ホームおおぎの杜 新築工事」について、下記のとおり一般競争入札を公告します。

記

1. 工事概要

- | | |
|----------|---|
| (1) 工事名称 | (仮称)特別養護老人ホームおおぎの杜 新築工事 |
| (2) 工事場所 | 人間市東町4丁目85-1, 83-1, 76, 77-1, 75-1, 86-1の一部 |
| (3) 工事種別 | 新築工事 |
| (4) 工事内容 | 建物新築にかかる建築工事一式 |
| (5) 工事期間 | 契約締結日から令和6年1月30日まで |
| (6) 建物概要 | 構造規模：鉄筋コンクリート造2階建
建物用途：特別養護老人ホーム
敷地面積：7,526.51㎡
建築面積：3,486.67㎡
延床面積：5,052.74㎡ |
| (7) 完成引渡 | 令和6年2月1日 |

2. 入札方法

- | | |
|------------|--------|
| (1) 入札方法 | 一般競争入札 |
| (2) 入札予定価格 | 有(非公開) |
| (3) 最低制限価格 | 有(非公開) |
| (4) 入札保証金 | 無(免除) |

3. 入札参加資格

次に掲げる条件を満たしている者とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続き開始の申し立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者(更生手続き又は再生手続き開始決定日を審査基準日とした経営事項審査の再審査を受けた後、埼玉県知事が別に定める競争入札参加資格の再審査を受けている者を除く。)でないこと。
- (3) 埼玉県建設工事等競争入札参加資格者名簿(令和3・4年度)に建築工事業で掲載されている単体企業(共同企業体は不可)で、直近の評価が次の条件を満たした事業者とする。
 - ① 建設工事の格付けがⒶ, Aランクであること。
 - ② 資格審査数値が、建築工事で1000点以上であること。
 - ② 埼玉県内に、資格者名簿に登録された「本店又は主たる営業所」を有すること。
- (4) 公告日から落札決定までの間に、埼玉県及び県内市町村契約に係る入札参加停止等

- の措置要綱に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) 公告日から落札決定までの間に、埼玉県契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外等の措置を受けていない者であること。
 - (6) 当法人の理事が役員をしている企業及びその企業と親子関係にある企業でないこと。
また、対象工事にかかる設計業務の受託者でなく、当該受託者と資本若しくは人事面で関連がないこと。
 - (7) 過去10年間に1500㎡以上の社会福祉施設等の新築工事を元請で施工した実績があること。

4. 一般競争入札参加資格確認申請書の提出

- (1) 受付期間 公告日から令和4年10月21日（金）15時まで
（土日祝日は除く）
- (2) 提出書類 ア 一般競争入札参加資格等確認申請書（様式有）
イ 一般競争入札参加資格等確認資料（様式有）
ウ 会社案内、会社経歴書、建設業者許可証明証の写し
エ 資格審査数値を証する書類
オ 過去10年間に社会福祉施設等の施工実績の分かる書類
（工事契約書等）の写し
※書式は問い合わせ先に電子メールで請求のこと。
※提出された書類は、返却いたしません。
- (3) 提出方法
入札希望の方は（1）の期日までにメールで申し込みを行い、原本は速やかに郵送すること。
- (4) 提出先・問合せ先
〒358-0035 入間市大字中神853-1
社会福祉法人 入間福祉会
担当：事務長 森下 裕之
電話：04-2935-0123
E-mail：honbu@iruma-oogi.or.jp
※問合せに関しては電子メールでお願いします。（土日祝日を除く）

5. 一般競争入札参加資格確認通知及び設計図書等の配布

- (1) 入札参加資格等確認審査後、全ての申請者に参加資格の有無についてメールで通知を行う。
- (2) 入札参加資格が有り確認された業者には、設計図書等（入札説明書、入札等書式、図面・仕様書等）を郵送にて配布する。配布は無料とする。なお、現場説明会は行わないものとする。
- (3) 配布した設計図書等は入札日に持参し、返却するものとする。
- (4) 設計図書等の配布日は、令和4年10月24日（月）発送とする。

6. 設計図書等に関する質疑及び回答

- (1) 質疑受付日時 令和4年11月4日（金）12時まで
- (2) 質疑提出先 社会福祉法人 入間福祉会 事務長：森下 裕之
入間市大字中神853-1
※質問は電子メールのみ受け付ける。
（メールアドレスは設計図書等配布時に伝える）
- (3) メール件名 「（仮称）特別養護老人ホームおおぎの杜 新築工事質問書」とすること

- (4) 質 疑 回 答 質疑回答については、入札参加予定業者全員に
令和4年11月9日（水）17時までに電子メールにて行う。

7. 入札日程等

- (1) 公 告 日：令和4年10月14日（金）
- (2) 参加資格申請締切日時：令和4年10月21日（金）15時まで
- (3) 参加資格通知日：令和4年10月24日（月）メール通知
- (4) 設計図書等配布日：令和4年10月24日（月）発送
- (5) 質疑受付日時：令和4年11月4日（金）12時まで
- (6) 質疑回答日時：令和4年11月9日（水）17時までに回答
- (7) 入 札 日
 - ① 日 時：令和4年11月16日（水）10時から
（9時30分から9時55分までに受付を完了すること）
 - ② 入 札 場 所：特別養護老人ホーム 扇揚苑 会議室（入間市大字中神853-1）
 - ③ 入 札 方 法：入札書を封筒に入れ厳封の上、入札箱に投函
 - ④ 開 札：入札後即開札

8. 入札に当たっての注意事項

- (1) 代理人をして入札させる場合は、委任状を提出すること。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札を辞退するときは、入札辞退届により申し出ること。
- (4) 入札参加にあたっては、入札当日に入札金額見積内訳書を持参し、初回入札における落札者は入札日当日に提出すること。ただし、再度入札における落札者または随意契約を締結することとされた者は、入札金額見積内訳書を発注者が指定した日までに提出すること。
- (5) 談合等不正行為を行わない旨の誓約書を入札日当日に提出すること。
- (6) 入札参加者の数が1者であるときは、入札を1回のみ行い、再度入札は行わない。
- (7) 下記の各項目に該当する入札は無効とする。
 - ① 入札に参加する資格がない者がした入札
 - ② 次に掲げる入札書による入札
 - ア 入札書の押印がないもの
 - イ 入札金額を訂正した入札書
 - ウ その他の記載事項を訂正した場合、その箇所に押印のない入札書によるもの
 - エ 押印された印影が明らかでない入札書
 - オ 記載すべき事項の記入がない入札書又は記入した事項が明らかでない入札書
 - ③ 次に掲げる入札をした者がした入札
 - ア 代理人で委任状を提出しない者
 - イ 他人の代理を兼ねた者
 - ウ 二以上の入札書を提出した者
 - エ 二以上の者の代理をした者
 - ④ 郵便、電報、電話及びファクシミリによる入札書を提出した者がした入札
 - ⑤ 不備な入札金額見積内訳書を提出した者がした入札
 - ⑥ 談合その他不正行為があったと認められる入札
 - ⑦ 虚偽の一般競争入札参加確認申請書を提出した者がした入札

- ⑧ 入札後に辞退を申し出て、その申し出を受理された者がした入札
 - ⑨ その他公告に示す事項に反した者がした入札
- (8) その他
- ① 公正に入札執行が出来ない状態に陥った場合、入札を執行しないことがある。
 - ② 談合に関する情報提供があった場合は、情報提供者及び参加業者から事情を聴取し、入札の延期・中止をすることがある。
 - ③ 一度提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することはできない。
 - ④ 入札は当法人の理事、監事及び評議員の立ち合いによるものとする。
 - ⑤ 県から指摘や指示があった場合は、それに従うこと。

9. 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の範囲内で、かつ最低制限価格以上で入札した者のうち、最低の価格で入札したものとする。また、落札者とすべき同額の入札をした者が2者以上いる場合には、直ちにクジ引きにより落札者を決定する（クジ引きの方法は棒引きとする）。
- (2) 初回入札において予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上で入札した者がいない場合は、再度入札を実施する。再度入札は1回のみとする。
なお、初回入札で最低制限価格に満たない者は再度入札に参加できないものとする。
- (3) 上記(2)によっても落札者がいない場合、最低価格で入札した者に随意契約の意思があるときは、次の条件を順守したうえで、交渉による随意契約を行うものとする（最低価格で入札した者に随意契約の意思がないときは、順次、次に低い価格で入札した者を対象とする。）。
なお、随意契約の交渉に当たっては、見積書を提出することとし、その見積書が予定価格の範囲内であり、随意契約の相手として理事会の承認が得られ、かつ、随意契約を行うことについて県から認められた場合のみ契約を行うものとする。
 - ① 契約額は予定価格の範囲内かつ最低制限価格以上であること。
 - ② 交渉の過程で予定価格を明らかにすることは認められないこと。
 - ③ 入札に当たっての条件等を変えることは認められないこと。
 - ④ 契約額が確定した場合はその内容を書面にし、事業者及び業者が署名捺印をすること。
- (4) 落札決定から本契約までの間に、埼玉県との契約に係る入札参加停止等の措置要綱第2条に規定する入札参加停止措置を受けた者は、本契約を締結できない。（契約辞退を申し出るものとする。）

10. 契約方法等

- (1) 様式契約に関する細目は民間（七会）連合協定工事請負約款に準拠する。
- (2) 契約保証金の徴収は免除する。
- (3) 工事履行保証措置は、工事履行保証保険（工事請負額の10分の1以上の金額を保証）によることとし、工事完成保証人制度は採用しないこと。
- (4) 契約の履行については、発注者及び工事監理者の指示に従うとともに、県等から指導があった場合には従うこと。
- (5) 一括下請負契約を行わないこと。
- (6) 本契約の締結は、県が結果を確認し当法人の理事会及び評議員会での承認を受けた後とする。
- (7) 建設業法（昭和22年法律第54号）及び独占禁止法に抵触する行為を行わないこと。
- (8) 課税事業者届出書又は免税事業者届出書を提出すること。
- (9) 請負代金の支払い時期に関しては、入札説明書より別に定めるとおりとする。
- (10) その他詳細事項については、入札説明書等により別に定めるとおりとする。

(11) 請負代金の支払い時期については、特別養護老人ホーム等整備促進事業費補助金、独立行政法人福祉医療機構融資実行時期を目安とし、入札要綱書により別に定める通りとする。

1 1. その他

(1) 公告文に記載のない事項等についても関係法令を遵守すること。

(2) 本工事は、補助金を受けて行うものであるため、県等による検査のために必要な書類等の作成に協力を要するものとする。